

(写)

6大監発第 10190 号  
令和 6 年 10 月 22 日

大 田 区 長  
大 田 区 議 会 議 長  
大 田 区 教 育 委 員 会  
大 田 区 選 挙 管 理 委 員 会  
} 様

大田区監査委員 河 野 秀 夫  
大田区監査委員 鳥 海 伸 彦  
大田区監査委員 湯 本 良 太 郎  
大田区監査委員 小 峰 よ し え

監査結果に基づき区長等が講じた措置の公表について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、下記のとおり公表します。

#### 記

##### 1 当該監査

令和 5 年度後期定期監査及び財政援助団体等監査

令和 5 年度工事監査

令和 5 年度行政監査

##### 2 公表内容

別添「令和 6 年度監査結果に基づき区長等が講じた措置（第 1 回）」のとおり

##### 3 公表方法

区役所の掲示場へ掲示し、大田区ホームページに掲載する。



令和6年度  
(2024年度)

監査結果に基づき区長等が講じた措置  
(第1回)

大田区監査委員

## 「監査結果に基づき区長等が講じた措置」の概要について

### 1 対象の監査

- (1) 令和5年度後期定期監査及び財政援助団体等監査
- (2) 令和5年度工事監査
- (3) 令和5年度行政監査

### 2 措置の経緯

令和5年度後期定期監査及び財政援助団体等監査の結果については、令和6年4月10日付け5大監発第10330号により大田区監査委員から大田区長等へ報告した。当該監査の結果に基づき措置を講じたこと令和6年8月30日付け6総総発第11141号により大田区長から通知があった。

令和5年度工事監査の結果については、令和6年4月10日付け5大監発第10321号により大田区監査委員から大田区長等へ報告した。当該監査の結果に基づき措置を講じたこと令和6年8月13日付け6総総発第10976号により大田区長から通知があった。

令和5年度行政監査の結果については、令和6年4月10日付け5大監発第10322号により大田区監査委員から大田区長等へ報告した。当該監査の結果に基づき措置を講じたこと令和6年8月13日付け6総総発第10977号により大田区長から通知があった。

### 3 改善等の状況

内容 監査名	改善を求めたもの	報告件数	審査結果		措置状況
			改善されたと認めるもの	改善されたと認めないもの	
令和5年度後期定期監査及び財政援助団体等監査	31件	31件	31件	0件	別紙1
令和5年度工事監査	23件	23件	23件	0件	別紙2
令和5年度行政監査	6件	6件	6件	0件	別紙3

## 令和 5 年度後期定期監査及び財政援助団体等監査の結果に対する措置

## 1 企画経営部 【指摘事項なし、意見・要望事項なし】

## 2 総務部 【指摘事項なし、意見・要望事項なし】

## 3 地域力推進部 【指摘事項 4、意見・要望事項 6】

指摘事項、意見・要望事項の要約	措置状況
ア 指摘事項	
<p>(ア) 物品購入等（合鍵の作製、コピー用紙購入）において、事案決定（契約）前に発注されていた。契約事務規則第 4 条第 1 項別表第 1 及び事案決定手続規程第 3 条第 1 項別表に基づき適正な事務を行われたい。</p>	<p>＜大森東地域センター＞</p> <p>監査指摘後、速やかに、事案決定手続規程第 2 条、契約事務の手引及び契約事務のポイント（契約事務の流れ）を確認し、適切な事務処理について注意喚起しました。特に、物品発注前の事案決定について、改めて徹底することとしました。</p> <p>今後は、契約事務を行う際には、契約事務の流れを確認することで再発防止に努めます。</p>
<p>(イ) トイレ漏水修繕工事において、事案決定（契約）前に発注・実施されていた。契約事務規則第 4 条第 1 項別表第 1 及び事案決定手続規程第 3 条第 1 項別表に基づき適正な事務を行われたい。</p>	<p>＜嶺町特別出張所＞</p> <p>監査指摘後、速やかに指摘事項を全職員に周知するとともに、契約事務規則等を確認し、「適正な契約事務処理の流れ」に基づき事務処理を行うよう注意喚起をしました。</p> <p>また、再発防止に向け、グループウェアのメッセージ機能により「令和 5 年度契約事務研修資料」及び契約事務のポイント（契約事務の流れ）を全職員に配付し、口頭による説明を行いました。</p>
<p>(ウ) 令和 5 年度資金前渡受者用現金出納簿において、弔慰金の支払いの記帳がもれていた。会計事務規則第 112 条に基づき適正に処理されたい。</p>	<p>＜羽田特別出張所＞</p> <p>監査指摘後、速やかに、会計事務規則に基づき当該現金出納簿に追記しました。</p> <p>今後、支出の都度、現金と現金出納簿との突合を行い、記載内容について、庶務担当及び係長によるダブルチェックを徹底します。</p>
<p>(エ) 令和 4 年度資金前渡受者用現金出納簿において、出納整理期間中の精算戻入の記載がもれていた。会計事務規則第 112 条に基づき適正に処理されたい。</p>	<p>＜羽田特別出張所＞</p> <p>監査指摘後、速やかに、会計事務規則に基づき当該現金出納簿に追記しました。</p> <p>また、現金出納簿マニュアルを現金出納簿保管ファイルに綴り、作業時にマニュアルを確認しながら適正な処理が行えるようにしました。さらに、再発防止のため、記載内容について定期的に庶務担当と係長によるダブルチェックを徹底します。</p>

## 令和 5 年度後期定期監査及び財政援助団体等監査の結果に対する措置

指摘事項、意見・要望事項の要約	措置状況
イ 意見・要望事項	
<p>(ア) 令和 4 年度の協働推進アドバイザー業務委託（単価契約）の支払いにおいて、仕様書では毎月払いとしていたが、4月から2月分を3月にまとめて支払っていた。契約書に基づき適正な事務を行われたい。</p>	<p><b>&lt;地域力推進課&gt;</b></p> <p>監査終了後、契約内容を区と委託先双方で改めて確認し、仕様の履行を徹底させました。</p> <p>また、大田区契約事務規則第 47 条に基づき、本件につき係長会で周知するとともに、担当内でも契約事務のポイント「仕様書チェックポイント」、経理管財課契約マニュアル（案件別注意事項編）及び契約事務の手引を改めて確認、共有し、再発防止を徹底します。</p>
<p>(イ) 新蒲田区民活動施設において、音楽スタジオの防音が十分でなく改修工事を行ったが、工事期間中の使用料が入らない状況が生じた。施工管理を徹底し、管理運営面を見据えて施設整備を行われたい。</p>	<p><b>&lt;地域力推進課&gt;</b></p> <p>施工管理を行う施設保全課と設計事務所の調整の結果、契約約款に基づき設計事務所の責任において音楽スタジオの補修工事を実施しました。当該補修工事によって、当初区が要求した音楽スタジオの遮音性が確保されたことを確認しました。</p> <p>今後、施設整備に当たっては、整備計画の検討段階から地域力推進課と施設保全課の連携を強化し、整備内容や進捗状況等について細やかに調整、確認しながら進めることで、要求性能の確保に努めます。</p>
<p>(ウ) 令和 5 年 3 月 16 日から 31 日に扱ったキャッシュレス分の収入について、令和 4 年度の金銭出納員用現金出納簿（キャッシュレス分）に記帳すべきところ、令和 5 年度の帳簿に記帳していた。会計事務規則第 111 条に基づき適正に処理されたい。</p>	<p><b>&lt;入新井特別出張所&gt;</b></p> <p>監査終了後、速やかに、会計事務規則第 111 条に基づき当該現金出納簿の誤記取消及び追記を行いました。</p> <p>また、適切な記載方法を再確認し、現金及びキャッシュレス出納簿のマニュアルに追記しました。</p> <p>さらに、再発防止に向け、引継実施の際、マニュアルを改めて確認するとともに、前任者が年度切替え時期における振込予定日を後任者の職員支援システム上にスケジュール登録することで、適切な対応が出来るよう改善しました。</p>
<p>(エ) 部内 4 所に電気時計が設置されているが、保守点検委託を行っているのは、当所のみであった。部内において統一的な運用がされておらず、経済性の観点から運用を見直されたい。</p>	<p><b>&lt;嶺町特別出張所&gt;</b></p> <p>監査終了後、契約内容確認や業者への聞き取り等実施し、庁舎管理上、特別出張所執務室において、庁舎内文化センター会議室等の電気時計の一括管理が不可欠であり、施設利用者への影響を踏まえ、令和 6 年度以降、必要最低限の保守点検内容に仕様を見直しました。</p>

## 令和 5 年度後期定期監査及び財政援助団体等監査の結果に対する措置

指摘事項、意見・要望事項の要約	措置状況
<p>(オ) 令和 5 年度の印刷機利用料金の収納について、財務会計システムへの調定登録は行っていたが、調定の事案決定がされていない期間があった。会計事務規則第 22 条に基づき適正に処理されたい。</p>	<p>＜糺谷文化センター＞</p> <p>監査終了後、速やかに、会計事務規則に基づき、事案決定を行いました。</p> <p>また、本件について、職場内で周知、確認するとともに、引継文書への記載により共有を図り、再発防止を徹底します。</p>
<p>(カ) 出張における交通運賃等の旅費の支給に誤りがあった。職員の旅費に関する条例等に基づき適正に処理されたい。</p>	<p>＜羽田特別出張所＞</p> <p>旅行命令申請における I C 運賃の調整漏れによる、旅費支給誤りです。</p> <p>監査終了後、速やかに、職員の旅費に関する条例等に基づき、旅行命令兼実施申請の変更申請を行いました。また、適正な処理方法について職員全体に改めて周知を行いました。今後は決定関与者（係長）及び庶務担当者による回付内容の確認を徹底し、再発防止に努めます。</p>

## 令和 5 年度後期定期監査及び財政援助団体等監査の結果に対する措置

## 4 スポーツ・文化・国際都市部 【指摘事項 3、意見・要望事項 1 ((イ) 公園課から移管)】

指摘事項、意見・要望事項の要約	措置状況
ア 指摘事項	
<p>(ア) 契約事務規則第 4 条第 1 項別表第 1 により、予定金額 130 万円以下の工事請負契約は各課長に契約事務が委任されているが、合計 130 万円を超える工事請負契約において、同一業者と分割して随意契約していた。これらの契約は本来一括して経理管財課に契約締結請求すべきである。契約事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。</p>	<p>＜スポーツ推進課＞</p> <p>監査指摘後、本件について、契約事務のポイント「契約事務の流れ」及び「契約事務の手引」の該当箇所とともに、課内周知しました。あわせて、契約事務規則に則った適正な契約事務処理を行うよう注意喚起を行いました。今後の工事等の契約事務について、担当者及び係長による発注内容のダブルチェックを徹底します。</p>
<p>(イ) 令和 5 年度金銭出納員用現金出納簿において、スポーツ推進課の窓口で受領した大田スタジアム占用料の記帳がもれていた。会計事務規則第 111 条に基づき適正に処理されたい。</p>	<p>＜スポーツ推進課＞</p> <p>監査指摘後、速やかに、当該現金出納簿に追記を行いました。担当者及び担当係長が会計事務の手引を改めて確認し、原則に則り、その都度、記帳すること徹底しました。</p> <p>また、現金出納簿の記帳漏れを防ぐため、支払済み納付書の裏面にスタジアム担当者及び現金出納簿担当者双方がチェックをするなど、再発防止を徹底します。</p>
<p>(ウ) 令和 5 年度資金前渡受者用現金出納簿において、ガソリン代の支払いの記帳がもれていた。会計事務規則第 112 条に基づき適正に処理されたい。</p>	<p>＜文化振興課＞</p> <p>監査指摘後、速やかに、当該現金出納簿に追記を行いました。担当者及び担当係長が会計事務の手引を改めて確認し、原則に則り、その都度、記帳することを徹底しました。</p> <p>また、今回の監査結果を課内周知し、再発防止に努めます。</p>
イ 意見・要望事項	
<p>【都市基盤整備部 イ意見・要望事項】</p> <p>(イ) 東調布公園水泳場の指定管理料等の管理において、基本協定書に従い開設した専用の金融機関口座に、他の事業の委託に係る経費が入金されていた。大田区東調布公園水泳場の管理に関する基本協定書第 33 条に基づき、適正に管理するよう指導を行われたい。</p>	<p>＜スポーツ推進課＞ (公園課から移管)</p> <p>監査実施後、速やかに、大田区立東調布公園水泳場の管理に関する基本協定書第 33 条に基づき、指定管理者と調整し、専用金融機関口座を開設しました。併せて、令和 6 年度からスポーツ推進課へ事務移管となるため、前所管公園課から、当該専用口座に他の事業委託に係る経費が入金されないよう指導しました。また、今回の意見・要望事項について事務引継ぎを行うとともに、指定管理者へのヒアリングや担当者及び係長等のダブルチェックを行い、再発防止を徹底します。</p>



## 令和 5 年度後期定期監査及び財政援助団体等監査の結果に対する措置

## 5 区民部 【指摘事項なし、意見・要望事項 2】

指摘事項、意見・要望事項の要約	措置状況
イ 意見・要望事項	
<p>(ア) 出張における交通運賃等の旅費の支給に誤りがあった。職員の旅費に関する条例等に基づき適正に処理されたい。</p>	<p>＜戸籍住民課＞</p> <p>確認不足により、1日勤務庁に出勤しない研修旅費について、庶務事務システム上で、往復区分チェックをもらし、バス代が片道分のみ支給となったことが原因です。</p> <p>監査実施後、職員の旅費に関する条例等に基づき、速やかに修正しました。また、再発防止に向けて、係長会で適正な事務処理について注意喚起するとともに、服務担当と決定関与者（係長）とでダブルチェックを徹底します。</p>
<p>(イ) 令和 4 年度分軽自動車税（環境性能割）に係る徴収取扱費の支出並びに令和 4 年分所得税及び復興特別所得税確定申告関係書類の共同発送に係る費用の支出について、事案決定の権限が区長から部長に委譲されていたが、課長決定としていた。事案決定手続規程に基づき適正な事務を行われたい。</p>	<p>＜課税課＞</p> <p>監査実施後、速やかに、本件について、事案決定手続規程・別表（委任一覧）及び部長への決定権限移譲の決定文書に基づき、係内周知しました。</p> <p>再発防止に向けて、複数担当（係員と係長）によるダブルチェック等確認を徹底します。</p>

## 6 産業経済部 【指摘事項なし、意見・要望事項 1】

指摘事項、意見・要望事項の要約	措置状況
イ 意見・要望事項	
<p>(ア) (公財) 大田区産業振興協会作成の月報について、大田区産業プラザの指定管理に関する基本協定書第 33 条第 2 項に規定する期限内に提出されていなかった。協定書に基づき適正な指導を行われたい。</p>	<p>＜産業振興課＞</p> <p>監査終了後、区と指定管理先双方で、改めて基本協定書及び年度協定書の内容を確認し、再発防止のため、協定内容の履行を徹底させました。</p> <p>また、担当者間の事務引継資料にも期日厳守に係る内容を記載しました。引き続き、協定書の内容遵守に係る担当者及び係長のダブルチェックを徹底します。</p>

## 令和5年度後期定期監査及び財政援助団体等監査の結果に対する措置

## 7 福祉部 【指摘事項1、意見・要望事項3】

指摘事項、意見・要望事項の要約	措置状況
ア 指摘事項	
<p>(ア) 令和4年度障がい者総合サポートセンター業務委託(A棟)相談支援部門について、仕様書では保健師又は看護師の資格を有する者を常勤で1名以上置くこととなっているが、配置されていない期間があった。契約書に基づき適正な事務を行われたい。</p>	<p>〈障がい者総合サポートセンター〉</p> <p>監査指摘後、速やかに、「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」及び「大田区立障がい者総合サポートセンター相談支援事業所運営要綱」に基づき、保健師又は看護師の常勤配置が必須ではないことを確認しました。また、次年度の仕様書中、職員の配置に係る項目を見直しし、令和6年度、新たな仕様内容で契約締結しました。今後は前例踏襲によらず、適宜仕様書の内容を見直していくことを徹底します。</p>
イ 意見・要望事項	
<p>(ア) 令和5年度の金券受払簿において、監査実施日に前日までの帳簿が作成されていなかった。物品管理規則第24条第5項に基づき適正に処理されたい。</p>	<p>〈福祉管理課〉</p> <p>監査終了後、速やかに、物品管理規則に基づき、金券受払簿について、監査実施日の前日まで改めて作成しました。担当者が不在等でも、確実に複数の職員が金券受払簿を記帳することができるようフォロー体制を徹底します。</p>
<p>(イ) 文書郵送簿及び金券受払簿の払欄に記帳誤りがあり、郵券の残数と金券受払簿の残数が一致していなかった。文書管理規程第30条第2項及び物品管理規則第24条第5項に基づき適正に処理されたい。</p>	<p>〈福祉管理課〉</p> <p>監査終了後、速やかに、文書管理規程及び物品管理規則に基づき、文書郵送簿及び金券受払簿について、追記しました。所属職員には、適正な事務処理を徹底するため、帳簿への正確な記載及び確認について周知、情報共有を行いました。また、担当係内では、金券受払簿の記載内容(郵券の種類、使用枚数、残数)及び郵券残数の日々確認を徹底します。</p>
<p>(ウ) 出張における交通運賃等の旅費の支給に誤りがあった。職員の旅費に関する条例等に基づき適正に処理されたい。</p>	<p>〈障がい者総合サポートセンター〉</p> <p>同行者の旅行命令申請を複写後、内容修正を行わず、バスなし通勤手当に関わらず、バス定期券調整での申請が原因です。監査終了後、速やかに、職員の旅費に関する条例等に基づき、適正に追給処理を行いました。当該意見・要望事項について、センター内周知を行いました。また、旅行命令申請について、複写機能を利用する場合、特に、各係員の通勤手段を各決定関与者(係長)が把握した上で、申請内容を確認するように注意喚起し、再発防止に努めます。</p>

## 令和5年度後期定期監査及び財政援助団体等監査の結果に対する措置

## 8 健康政策部 【指摘事項1、意見・要望事項なし】

指摘事項、意見・要望事項の要約	措置状況
ア 指摘事項	
(ア) 24時間AED設置補助金の交付において、補助対象額の算定を誤り、補助金の交付決定を行い支出していた。大田区24時間自動体外式除細動器(AED)設置補助金交付要綱に基づき適正に処理されたい。	<p>〈健康医療政策課〉</p> <p>監査指摘後、速やかに、補助金支払先に連絡を取り、歳出戻入を行いました。</p> <p>また、本件について、係長から担当者全員に改めて周知した上で、引継書及び業務手順書に、補助額は「千円未満切捨て」することを追記しました。</p> <p>さらに、ホームページへ掲載している様式及び担当者が使用する様式のデータの金額欄に注意喚起のコメントを追記しました。</p>

## 9 まちづくり推進部 【指摘事項なし、意見・要望事項1】

指摘事項、意見・要望事項の要約	措置状況
イ 意見・要望事項	
(ア) がけ等整備工事助成について、令和5年度に作成したパンフレットでは助成対象となる整備工事は「期日までに工事完了」となっているが、要綱では、「期日までに申請」となっており、パンフレットの内容が要綱の規定と異なっていた。大田区がけ等整備工事助成要綱に基づき適正な事務を行われたい。	<p>〈防災まちづくり課〉</p> <p>監査終了後、速やかに内容確認を行い、精査した結果、大田区がけ等整備工事助成要綱の規定内容を改めました。</p> <p>また、本件について課内全職員へ周知の上、他事業の要綱及びパンフレットの整合確認を改めて行うとともに、係長会にて本件事例の再発防止に向けた協議を実施し、制度改正等行う際は、複数担当者及び係長によるダブルチェックを徹底する旨、確認しました。</p>

## 10 鉄道・都市づくり部 【指摘事項なし、意見・要望事項なし】

## 11 空港まちづくり本部 (ヒアリングのみ実施)

## 令和 5 年度後期定期監査及び財政援助団体等監査の結果に対する措置

## 12 都市基盤整備部 【指摘事項なし、意見・要望事項 4】 ※ (イ) スポーツ推進課へ移管

指摘事項、意見・要望事項の要約	措置状況
イ 意見・要望事項	
<p>(ア) 車両接触事故のため生じた看板損傷に係る復旧費用の請求について、納入通知書に納期限の記載がなく、納入義務者に対して納期限を通知していなかった。地方自治法施行令第 154 条及び会計事務規則第 25 条に基づき適正な事務を行われたい。</p>	<p>〈都市基盤管理課〉</p> <p>監査実施後、速やかに、地方自治法施行令第 154 条及び会計事務規則第 25 条に基づく、適正な事務処理について確認の上、係会において、本件事例を周知しました。</p> <p>また、今後、納入通知書等発送前に記載内容等について、複数担当による確認を徹底します。</p>
<p>(ウ) 契約事務規則第 4 条第 1 項別表第 1 により、予定金額 50 万円以下の委託・役務関係の契約は各課長に契約事務が委任されているが、合計 50 万円を超える役務の契約において、同一業者と分割して随意契約していた。これらの契約は本来一括して経理管財課に契約締結請求すべきである。緊急対応の案件の場合は経理管財課の指示に従い、契約事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。</p>	<p>〈地域基盤整備第三課〉</p> <p>本件事例について、改めて、契約事務規則・別表及び契約事務の手引を確認の上、係会で周知しました。</p> <p>また、今後の契約事務における緊急対応時についても、事務担当と担当係長が連携し、経理管財課に事前に確認をした上で、適正な事務処理を行うよう徹底します。</p>
<p>(エ) 出張における交通運賃等の旅費の支給に誤りがあった。職員の旅費に関する条例等に基づき適正に処理されたい。</p>	<p>〈地域基盤整備第三課〉</p> <p>旅費命令申請の際、実際の乗車経路をシステム選択後、定期券調整後金額を手入力の場合、金額を誤って入力したことが原因です。</p> <p>監査終了後、速やかに、職員の旅費に関する条例等に基づき、戻入処理を行いました。また、今後、旅費の定期券調整について同様の誤りが発生しないよう、今回の事例を課内周知し、定期券調整が正しく行われているかの確認を決定関与者（係長）と庶務担当が行うことを徹底します。</p>

## 令和 5 年度後期定期監査及び財政援助団体等監査の結果に対する措置

13 環境清掃部 【指摘事項なし、意見・要望事項なし】

14 会計管理室 (ヒアリングのみ実施)

15 選挙管理委員会事務局 (ヒアリングのみ実施)

16 監査事務局 (ヒアリングのみ実施)

17 議会事務局 (ヒアリングのみ実施)

18 財政援助団体等 【指摘事項 3、意見・要望事項 2】

## ア 出資及び補助金の交付団体

指摘事項、意見・要望事項の要約	措置状況
イ 意見・要望事項	
<p>(ア) 大田区産業プラザの指定管理に関する基本協定書第 33 条第 2 項に基づく月報の提出は翌月 10 日までとなっているが、期限内に提出されていなかった。協定書に基づき適正な事務を行われたい。</p> <p>&lt;所管部課&gt; 産業経済部産業振興課</p>	<p>&lt;大田区産業プラザ&gt; (公材) 大田区産業振興協会</p> <p>監査終了後、当協会と区双方で、基本協定書及び年度協定書の内容を改めて確認し、再発防止のため、本件内容を担当間で周知しました。</p> <p>また、担当者間の事務引継資料にも期日厳守に係る内容を記載しました。引き続き、協定書の内容遵守について、徹底していきます。</p>

## 令和 5 年度後期定期監査及び財政援助団体等監査の結果に対する措置

## イ 公の施設の指定管理者

指摘事項、意見・要望事項の要約	措置状況
ア 指摘事項	
<p>(ア) 指定管理料に係る現金と区の公金である使用料の還付金の支出事務に係る現金は区別して管理すべきであるが、混在させていた。基本協定書第 37 条等に基づき適正な事務を行われたい。</p> <p>&lt;所管部課&gt; 地域力推進部地域力推進課</p>	<p>&lt;新蒲田一丁目複合施設・新蒲田区民活動施設&gt; アクティオ・東急コミュニティー共同事業体</p> <p>監査指摘後、速やかに、基本協定書等に基づき、指定管理料に係る現金と使用料の還付金の支出事務に係る現金を分けて管理するため、現金取扱方法を変更しました。</p> <p>今後は、現金の管理状況について定期的に確認し、適正な現金管理を徹底します。</p>
<p>(イ) 指定管理業務において維持保全の台帳を作成していなかった。基本協定書第 18 条第 4 項等に基づき適正に処理されたい。</p> <p>&lt;所管部課&gt; 地域力推進部地域力推進課</p>	<p>&lt;新蒲田一丁目複合施設・新蒲田区民活動施設&gt; アクティオ・東急コミュニティー共同事業体</p> <p>監査指摘後、速やかに、基本協定書等に基づき、現在までの施設修繕等の状況について整理し、維持保全台帳を作成しました。</p> <p>今後は、維持保全台帳を定期的に確認し、台帳の適正な作成・管理を徹底します。</p>
<p>(ウ) 指定管理料の管理について、基本協定書に従い専用の金融機関口座を開設していたが、当該口座に他の事業の委託に係る経費が入金されていた。基本協定書第 33 条に基づき指定管理料等は他の経費と明確に区別し、適正に管理されたい。</p> <p>&lt;所管部課&gt; スポーツ・文化・国際都市部 スポーツ推進課</p>	<p>&lt;東調布公園水泳場&gt;フクシ・ハリマ水泳場管理 J V</p> <p>監査実施後、速やかに、大田区立東調布公園水泳場の管理に関する基本協定書第 33 条に基づき、専用金融機関口座を開設しました。併せて、令和 6 年度から区所管課がスポーツ推進課へ事務移管となるため、前所管公園課から、当該専用口座に他の事業委託に係る経費を入金しないよう指導を受けました。</p> <p>また、今回の監査指摘事項について事務引継ぎを行うとともに、担当者及び責任者のダブルチェックを行い、再発防止を徹底します。</p>
イ 意見・要望事項	
<p>(ア) 使用料収納事務に当たっては大田区会計事務規則に準じた現金出納簿を備えると規定されているが、会計事務規則に準じた現金出納簿ではなかった。基本協定書第 36 条等に基づき適正な事務を行われたい。</p> <p>&lt;所管部課&gt; 地域力推進部地域力推進課</p>	<p>&lt;新蒲田一丁目複合施設・新蒲田区民活動施設&gt; アクティオ・東急コミュニティー共同事業体</p> <p>監査終了後、速やかに、基本協定書等に基づき、会計事務規則に準じた現金出納簿を導入しました。</p> <p>今後は、現金出納簿の記載状況について定期的に確認し、使用料収納事務が適正に行われるよう徹底します。</p>

## 令和5年度工事監査の結果に基づき講じた措置状況

1 工事件名 大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設  
改築その他工事（I期）

指摘事項、意見・要望事項の要約	措置状況
意見・要望事項	
<p>(ア) 複合施設の整備に当たっては、複合化することのメリット、デメリットを整理して分析すべきである。施設のニーズと効果についても、事業運営（直営、委託、指定管理）や維持管理費の面を含めて、大、中、小規模施設ごとの基準を検討して、長期運営の機能転換にも対応できるよう工夫していただきたい。運営に当たっては、複合施設の目的に沿ってハード、ソフトの両面からバランスをとって維持管理されるよう要望する。</p>	<p><b>【計画】〈企画経営部施設保全課〉</b></p> <p>今後も大田区公共施設複合化等ガイドラインに則り、企画経営部が中心となって施設の整備計画構想の段階から関係部局と連携・協力し、管理・運営も含めた丁寧な検討を進めます。</p> <p>複合施設しゅん工後も、管理運営所管課と情報共有により、適切に管理・運営を行う上での問題点や課題を収集・検証し、今後の整備計画にフィードバックするとともに、複合化等ガイドラインにも必要に応じて適切に反映していきます。</p>
<p>(イ) 1社入札となった昇降機設備工事の案件については検証を行い、複数企業が参加できる入札・契約方式を検討されたい。</p>	<p><b>【契約】〈総務部経理管財課〉</b></p> <p>本件のように、入札参加希望申請時には複数業者から希望があったにもかかわらず、対象業者への仕様等の提示後、応札辞退等により結果として1者応札となった事例につきましては、辞退理由を工事担当課と共有し、複数業者が応札できるよう条件整理をした上で発注を行います。なお、本案件につきましては、工事担当課へ辞退理由を共有済みです。</p>

## 令和5年度工事監査の結果に基づき講じた措置状況

指摘事項、意見・要望事項の要約	措置状況
<p>(ウ) 専門家が施工性、工期、工事費などから判断した鉄骨の長さを変更して、工期、工事費等の変更が生じた経緯について検証されたい。</p>	<p><b>【契約】〈企画経営部施設保全課〉</b></p> <p>当初設計においては、特殊な大型搬入車両を使用することで、搬入回数及び現場作業の合理化を図っていました。</p> <p>しかし、設計時の想定よりも、北側交差点における交通量が多く、区民の生活を支える主要動線となっているため、道路規制を伴う作業の実施が難しいことが、工事着手後に判明しました。それを踏まえ、設計者を含む関係者で協議及び検討を行った結果、近隣交通環境の安全上必要であると判断し、特殊な大型搬入車両を使用しない計画となるよう、設計変更を行いました。</p> <p>今後も設計段階において、建築敷地・道路状況を鑑み、適切に設計を行います。</p>
<p>(エ) 建物への浸水対策として、内水氾濫、洪水、高潮等での浸水深を考慮した設備面の対応（敷地排水管での逆流防止装置等）を検討されたい。</p>	<p><b>【設計】〈企画経営部施設保全課〉</b></p> <p>今後も水害等を想定した設計を行っていきます。また、排水管の逆流防止装置等の使用も合わせて検討していきます。</p>
<p>(オ) ランニングコスト低減策はいずれも適切であるが、設備規模の大きさを考慮すれば他の工夫についても検討されたい。</p>	<p><b>【設計】〈企画経営部施設保全課〉</b></p> <p>設計時に設備規模に応じてコスト検討を行っています。引続き費用対効果及び利便性を考慮し検討していきます。</p>
<p>(カ) 機械設備の工期変更後の実施出来高は54%（令和5年11月30日現在）であるが、工期変更後の予定出来高が不明であるため、管理工程表を作成して進捗管理されたい。</p>	<p><b>【監理】〈企画経営部施設保全課〉</b></p> <p>工期変更後のマスター工程表を作成し、4月末で実施出来高は94.8%です。引き続き工程管理を徹底し工事を進めます。</p>
<p>(キ) 主要機器の工場試験結果は出荷・搬入されたものを工場に戻すことが困難であるため、試験完了から出荷までに速やかに監督員が確認できるよう改善されることが望ましい。</p>	<p><b>【監理】〈企画経営部施設保全課〉</b></p> <p>各東京都標準仕様書及び検査要領に準じて機器試験結果の確認を引続き行います。</p>



## 令和5年度工事監査の結果に基づき講じた措置状況

指摘事項、意見・要望事項の要約	措置状況
(ク) 内装段階で作業員が作業場所を間違えないよう各部所に通リ芯、室名の掲示をされたい。	<b>【施工】〈企画経営部施設保全課〉</b> 躯体工事の段階では、各部に通リ芯及び柱番号を掲示していました。内装工事の段階では、各階段踊り場に通リ芯表示のあるフロアマップを掲示しています。
(ケ) 施設維持管理者への機械設備に係る取扱説明会を準備し、機械設備の引継ぎが確実に丁寧に執り行われるよう要望する。	<b>【施工】〈企画経営部施設保全課〉</b> 工事しゅん工後に関係所管課へ機器の取扱い説明及びメンテナンスについて、引継ぎを行っています。

## 2 工事件名 大区街1街路部その2・3区間道路整備工事

指摘事項、意見・要望事項の要約	措置状況
意見・要望事項	
(ア) 本工事は、地元住民との補償内容に関する協議が円滑に進んだことを考慮しても工程が早く進んでいる。工期の設定は、地元住民との協議期間を含め、計算式等を再度検討することが望ましい。また、工期より前に工事が完了し、引渡しを受けることが可能となった場合には、区民サービスや交通利便性を踏まえ、供用開始時期の変更を柔軟に考えるべきである。	<b>【積算】〈都市基盤整備部建設工事課〉</b> 工期の設定は、東京都建設局の積算基準に則って算出しています。本工事においては、監督員と受注者が協議し、作業区域や施工順序を適切に計画したことで、早期に工事を進めることが出来ました。 また、工期より約2か月前に完了し、引渡しを受けることが可能となったため、令和5年12月18日に供用を開始し、区民サービスや交通利便性の向上に努めました。
(イ) 総合評価方式を採用した案件について検証を行い、採用基準を検討されたい。	<b>【契約】〈総務部経理管財課〉</b> 総合評価方式につきましては、現在、試行実施の段階です。今年度から工事発注予定一覧の中から工事担当課が、工事規模、施工難易度等を踏まえ、総合評価方式発注工事に適した工事を候補として抽出する方式を導入しました。今後は本格実施に向け、新たな採用基準について、検討を進めていきます。

## 令和5年度工事監査の結果に基づき講じた措置状況

指摘事項、意見・要望事項の要約	措置状況
(ウ) 総合評価方式における技術評価点の評価項目及び評価基準は、毎年基準が変わるため適宜改善することが望ましい。	<b>【契約】〈総務部経理管財課〉</b> 総合評価方式につきましては、直近1年間の結果を通じて傾向等を把握し、適宜改善を行っています。なお、令和6年度入札においても価格点の計算方法等の改正を行いました。
(エ) 入札見積経過調書において、最低制限価格は非公表と記載されていたが、最低制限価格ではなく失格基準価格と記載することが望ましい。	<b>【契約】〈総務部経理管財課〉</b> 意見・要望事項を踏まえ、総合評価落札方式の失格基準につきましては、令和6年度総合評価方式に係る基準改正時に、廃止としました。
(オ) 構造物等の品質を確認する立会頻度が少ないため、特に不可視部等の重要箇所は品質確保の観点から適宜立会いを行うことが望ましい。	<b>【監理】〈都市基盤整備部建設工事課〉</b> 意見・要望後、監督員が適宜立会いを行うことが出来るように、立会日時やその内容をグループウェアや記録簿冊等を整理し、定められた場所に保管することで、管理体制を整えました。

## 3 工事件名 呑川合流改善貯留施設立坑設置工事

指摘事項、意見・要望事項の要約	措置状況
意見・要望事項	
(ア) 施工段階で地域関係者への説明及び事前調査や検討で不足していると考えられる事項で設計変更が生じたため、設計業務実施段階から大田区が設計業務に関与することが望ましい。	<b>【設計】〈都市基盤整備部建設工事課〉</b> 本工事は、大田区と東京都下水道局が締結した協定に基づき区が受託した工事であり、都が設計した成果を区が受領し工事を発注しています。 今後は区の工事発注前に、監督員が都から受領した図面を十分に精査し、疑義があった場合は都に確認を行った上で工事発注を行います。
(イ) 対象工事に関する「計画一般平面図（構造図含む）」がなく、全体の概要が確認できないため、今後の発注は全体概要が把握できる「計画一般平面図（構造図含む）」などの作成を望む。	<b>【設計】〈都市基盤整備部建設工事課〉</b> 今後、区は設計図を作成する東京都下水道局に対して、全体概要が把握できる「計画一般平面図（構造図含む）」の作成について求めていきます。

## 令和5年度工事監査の結果に基づき講じた措置状況

指摘事項、意見・要望事項の要約	措置状況
<p>(ウ)「特別調査」は東京都が実施したものを使用しているが、発注主体である区での実施が必要と考える。使用した特別調査資料には日付の記載がなくその有効性に疑問が残る。東京都が実施した「特別調査」の有効性確保のため、その手続について検討されたい。</p>	<p><b>【積算】〈都市基盤整備部建設工事課〉</b></p> <p>特別調査につきましては、東京都積算基準に基づき東京都が実施し、価格の有効性について、調査時の見積有効期限まで適用すると確認しています。</p> <p>区発注時において、見積有効期限を過ぎているものについては、都に特別調査の実施を求めています。</p>
<p>(エ) 制限付一般競争入札の最低入札参加社数は1社であり、1社入札の落札率が高い傾向が生じている。1社入札案件の調査分析を行い、複数企業が参加できる入札・契約方式の検討・実施が望ましい。</p>	<p><b>【契約】〈総務部経理管財課〉</b></p> <p>本件のように大型工事等で個別に条件を設定し、1者応札となった案件につきましては、調査分析を行い、複数企業が参加できるよう工事实績、JV発注の要否等検討を行い実施します。</p> <p>なお、土木工事に関しては、本件以降発注した大型工事に関しては、1者応札は発生していません。</p>
<p>(オ) 区民への十分な説明責任のため、現地施工状況（ニューマチックケーソン工法）や工事のプロセスの見学は、児童や地域の方に見て知ってもらい関心を高める有効な手段となり得る。現場見学会の開催を検討されたい。</p>	<p><b>【施工】〈都市基盤整備部建設工事課〉</b></p> <p>現在、区では、呑川合流改善事業の理解と協力を得るために、事業概要や現場の工法、進捗写真など、様々な工事情報を区や受注者のホームページにて周知しています。</p> <p>更なる周知を図る目的として、現場見学会等の開催について検討していきます。</p>
<p>(カ) 近隣住民の理解を得る過程で一部課題も見受けられた。住民理解が長引くことで工期や工事費にも影響を及ぼすため、工事説明会では住民視点を捉えた上で効率的な合意形成の進め方について多角的に検討されたい。</p>	<p><b>【施工】〈都市基盤整備部建設工事課〉</b></p> <p>呑川合流改善事業については、工事の進捗状況に合わせて、工事説明会を実施しています。</p> <p>住民視点を捉えた情報提供の方法や議論の進め方等の工夫を図り、合意形成を図っていきます。</p>

## 令和5年度工事監査の結果に基づき講じた措置状況

## 4 施設監査 対象施設 大田区青少年交流センター ゆいっつ

指摘事項、意見・要望事項の要約	措置状況
意見・要望事項	
<p>(ア) 旧平和島ユースセンターから青少年交流センターとなり、より良い施設になったとの期待もある。当初の目的に沿ってできることを追求されたい。管理保全型に偏り利便性が劣ることがないようにされたい。</p>	<p>＜地域力推進部地域力推進課＞</p> <p>当施設の設置目的に沿い、利用者目線での改善を進めています。今年度は、洋室へ網戸を取り付けるなど設備面での取組のほか、利用者からの要望を参考に運用ルールを見直すなど、柔軟に対応しているところです。</p> <p>引き続き、ハード・ソフト両面から利便性の向上に努めます。</p>
<p>(イ) 経費削減に努め、計画見直しの際は大・小規模改善の両輪で検討されたい。</p>	<p>＜地域力推進部地域力推進課＞</p> <p>当施設は、機能更新及び東京オリンピック・パラリンピックを契機とした多様なニーズに柔軟に対応することを目的に改修し、ランニングコストに配慮しながら運営してきました。</p> <p>今後も利用者ニーズや運営事業者を通じて把握した課題を踏まえ、適切な運用方法を検証・選択します。</p>
<p>(ウ) 利用率向上のため、施設の周知、周辺の施設との連携、指定管理者の自主事業の開催など、より一層の取組を行われたい。</p>	<p>＜地域力推進部地域力推進課＞</p> <p>今年度、利用率向上に向けてインスタグラムの開設や区内大学へのPR、他部局と連携した利用者周知など新たな取組を実施しました。</p> <p>また、指定管理者が自主事業を企画し、洋室の平日宿泊利用促進を図りました。</p> <p>今後もこうした取組の効果を検証しながら、一層の利用率向上に努めます。</p>

## 令和5年度行政監査の結果に基づき講じた措置状況

## 1 新型コロナウイルスワクチン接種事業業務委託

## (1) 契約と支払の整合性

指摘事項、意見・要望事項の要約	措置状況
意見・要望事項	
<p>(ア) 令和3年度及び4年度の契約内容の一部であるデータパンチ委託は、支払金額が数量に左右されない総価契約部分と、出来高に応じて支払金額が確定する単価契約部分で構成されているが、総価契約部分の請求・支払いではなく、単価契約部分での請求・支払いとなっているものがあった。契約事務規則等に基づき適正な事務を行われない。</p>	<p><b>&lt;健康政策部感染症対策課&gt;</b></p> <p>令和3年度及び4年度の当該業務委託契約においては、支払時に区と事業者間で、請求内容が実績に基づいているかどうか確認済です。</p> <p>本意見・要望事項を受け、再度、当該年度契約に係る確認書（履行済事項等）を事業者から提出させ、受託事業者の履行実績項目に基づき請求していることを、詳細に確認済です。</p> <p>なお、令和6年3月、課内職員に対して、契約事務の手引、委託標準約款の記載内容に基づき、総価契約は満額払い（適正な増額又は減額変更契約必須）、単価契約は実績払いの原則を理解、遵守し、適正な事務を執行するよう周知・徹底しました。</p> <p>今後も、人事異動等も踏まえ、課内だけでなく健康政策部の全職員に対して、部内研修等で本事例を共有します。</p>

## (2) 議事録提出

指摘事項、意見・要望事項の要約	措置状況
意見・要望事項	
<p>(イ) 令和3年度及び4年度の契約書添付の仕様書では議事録の作成は受託者の業務とされていた。仕様書上、議事録は提出物とされていないが、やり取りの記録や保存の重要性を考慮し、提出させるようにしていただきたい</p>	<p><b>&lt;健康政策部感染症対策課&gt;</b></p> <p>受託事業者との確認、連絡事項及び打合せ等のやり取りについては、主にメールで行っており、議事録（確定版）の提出を依頼していませんでした。</p> <p>本意見・要望事項を受け、令和6年3月に担当課長から課内職員に対して、可能な限り打合せ記録を残すこと、担当係長・担当者間での共有を行うこと及び仕様書に記録や議事録提出を明記した契約とするよう指導し、今後の契約に反映させていきます。</p>

## 令和5年度行政監査の結果に基づき講じた措置状況

## (3) 効率的人員配置

指摘事項、意見・要望事項の要約	措置状況
意見・要望事項	
<p>(ウ) 本契約では地域包括支援センターや地域庁舎に予約支援員を配置していたが、地域包括支援センターが入居する特別出張所庁舎には別契約（特別出張所新型コロナワクチン接種予約支援業務派遣契約）による予約支援員も配置されていた。本契約及び別契約の実施結果と必要性をしっかりと検証して、効率的な人員配置数を検討していただきたい。</p>	<p><b>&lt;健康政策部感染症対策課&gt;</b></p> <p>当該事案においては、当初、利用者が異なる点を踏まえ、契約業者との調整の結果、同施設内において、予約支援員をそれぞれ配置しました。結果として、一部の施設においては、いずれか1か所に支援員設置で差支えない状況も見受けられました。</p> <p>本意見・要望事項を受け、令和6年3月、今後、同様の事業を行う際、これまでの経過を踏まえ、契約内容における業務の重複がないかを確認するとともに、経済性・効率性を考慮した契約となるよう仕様内容を改めて検討し、必要な場合、改善を行うよう指導を徹底しました。</p>

## 令和5年度行政監査の結果に基づき講じた措置状況

## 2 新型コロナワクチン地域集団接種会場運営及びワクチン接種業務委託

## (1) 業者別委託内容精査

指摘事項、意見・要望事項の要約	措置状況
意見・要望事項	
<p>(ア) 令和3年度の業務委託では、同一会場での接種を曜日別に2つの事業者と契約している案件があった。実施体制が同じであるにもかかわらず定額部分である会場運営費について、一方の事業者は1日当たり接種250回以内1,812,350円(税抜、以下同じ)、もう一方の事業者は同500回以内2,530,240円の契約となっており、契約金額に差異があった。回数超過分については両事業者とも同じ単価2,070円であり、接種回数が500回の場合、その差は200,390円である。委託する曜日が異なるとはいえ同一会場、同内容の接種体制である場合、契約金額について精査されたい。</p>	<p>&lt;健康政策部感染症対策課&gt;</p> <p>新型コロナウイルス流行期であった当時、早急な接種体制の整備が急務となり、接種体制の構築を行うべく、1事業者へ打診をした結果、現状、医師、看護師、事務員等の人員確保可能な一部曜日のみ実施可との回答があり、当該一部曜日のみでの契約を締結しました。</p> <p>しかし、当該契約のみでは、必要数に対して十分な接種体制を確保できないため、やむを得ず、同一会場で、残る別曜日について、人員確保ができる他の事業者と契約締結することとなりました。</p> <p>契約金額の差異については、基本的な接種に係る契約単価は同一としたものの、平日、土曜日等曜日の違い、会場運営に必要な医師、看護師等確保の経費、必要物品の手配等費用について、事業者によって差異が生じたことによるものです。</p> <p>本意見・要望事項を受け、令和6年3月、今後、同様の事案を行う場合、契約金額の精査を行い、経済性や効率性も考慮した事業設計・契約内容とするよう課内全職員へ周知しました。</p>

## 令和5年度行政監査の結果に基づき講じた措置状況

## 3 区内施設等への新型コロナワクチン巡回接種業務委託

## (1) 再委託手続

指摘事項、意見・要望事項の要約	措置状況
意見・要望事項	
<p>(ア) 令和3年度の契約において、区と受託者間で契約期間の終期を令和3年8月31日から同年10月15日まで延長する契約変更をしたが、受託者の再委託について終期を延長する手続きが漏れていた。また、令和4年度の契約では4月1日付けの再委託の手続きが漏れていた。個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項等に基づき、適正な事務を行われたい。</p>	<p><b>&lt;健康政策部感染症対策課&gt;</b></p> <p>本事業実施に当たり、本契約を含め多岐に渡る委託契約をしていましたが、再委託契約手続きに関する認識が不十分で、上記の手続きが漏れていました。</p> <p>本意見・要望事項を受け、令和6年3月、課内職員に向けて「再委託ガイドライン」に基づく契約処理の徹底を周知しました。</p> <p>また、今後、契約締結を行う際には、区と受託事業者間で、事業実施に向けた受託者の組織体制（フロー図等）の確認を改めて行うとともに、個人情報の取扱いをはじめとした契約内容の共有を図ります。</p> <p>今後も、同様の契約が想定されることや、担当職員の人事異動等を踏まえ、課内だけでなく健康政策部の全職員に対して、部内研修等で本事例を共有します。</p>

## (2) 年度別委託内容精査

指摘事項、意見・要望事項の要約	措置状況
意見・要望事項	
<p>(イ) 本契約における運営費は、訪問した施設数や接種回数には左右されない1か月毎の契約金額となっている。このため、令和4年度は令和3年度より総接種回数が少ないにも関わらず総支払額は多くなっており、接種回数1回あたりの費用も高くなっている。同様の委託を行う際は前年度の実施結果を十分検証し、委託内容を見直すなどの方策をとられたい。</p>	<p><b>&lt;健康政策部感染症対策課&gt;</b></p> <p>当該事業については、高齢者施設、障害者施設等で、自ら接種体制を準備する必要があることから、可能な限り、施設の要望する日時で接種が行えるよう、原則契約期間内すべての日時に接種可能な契約としました。</p> <p>そのため、施設の規模や、入居者、利用者の状況に伴う接種の進捗や希望状況により、1回あたりの費用に差異が生じています。</p> <p>本意見・要望を受け、令和6年3月、担当課長から課内職員に対して、業務委託契約において、契約単価の設定精査及び無駄のない事業設計になっているか確認を徹底するよう指示しました。</p>